

水道事業

広域連携・官民連携について
【参考資料：広域連携（広域化）の事例】

広域連携（広域化）の事例

類型		最近の事例
広域化等		
事業統合	水平統合	- 群馬県東部の3市5町が群馬県東部水道企業団を設立した。（検討期間H21.4～H28.3） - 香川県及び小豆地区広域行政事務組合が行う用水供給事業と市町が行う末端給水事業を事業統合し、企業団を設立。H30.4から事業開始予定。（検討期間H20.12～H30.3）
	既存の一部事務組合等を活用した水平統合	埼玉県1市4町でちちぶ定住自立圏形成協定を活用し、秩父広域市町村圏組合の1事業として水道事業を開始した。（検討期間H21.9～H28.3）
	区域外給水をきつかけとした水平統合	北九州市が、行政区域外への給水（分水）をきつかけとして、水巻町と事業統合。
	垂直統合	- 用水供給を行う岩手中部広域水道企業団と末端給水を行う2市1町が統合し、岩手中部水道企業団を設立。 - 香川県及び小豆地区広域行政事務組合が行う用水供給事業と市町が行う末端給水事業を事業統合し、企業団を設立。H30.4から事業開始予定。（検討期間H20.12～H30.3）【再掲】 - 奈良県が行う用水供給事業と上水道事業を実施している28市町村の末端給水事業を垂直統合することを検討。 - 北九州市が、宗像地区事務組合・古賀市・新宮町に用水供給。 - 末端給水を行う千葉県県営水道が、用水供給を行う九十九里地域水道企業団と南房総広域水道企業団を統合し、県が用水供給を担うことを検討。
施設の共同化	浄水場等の共同設置	- 熊本県荒尾市と福岡県大牟田市が共同で浄水場を建設。 - 福岡県久留米市と大木町が共同で配水場を整備。
施設管理の共同化	事務の代替執行	北九州市が宗像地区事務組合より業務を包括的に受託。
	維持管理の受け皿組織	広島県と民間企業が共同出資して「(株)水みらい広島」を設立し、同社を県営水道事業の指定管理者として管理運営を行うとともに、市町水道事業の施設の管理業務等を実施。
	保守点検業務の共同化	北奥羽地区水道協議会で保守点検業務を一括して外部委託を検討。
管理の一体化	事務の代替執行	- 北九州市が宗像地区事務組合より業務を包括的に受託。【再掲】 - 長野県が天龍村の簡易水道事業の設計積算・工事管理等の事務を代替して執行。
	システムの共同化	- 北奥羽地区水道協議会で八戸圏域水道企業団の料金・会計・管路情報等のシステムを共用。 - 高知県の3市町の水道料金システムを共同構築。
	シェアードサービス	茨城県のかすみがうら市と阿見町が上下水道料金等収納義務の広域共同委託発注。
	水質データ検査・管理	- 北奥羽地区水道協議会で水質データ管理を八戸圏域水道企業団に集約化。 - 奈良広域水質検査センター組合で水質検査基準項目等の検査を実施。

【出典：広域化の取組状況等について 平成30年3月 総務省】

広域連携（広域化）の事例（パターン別）

パターン \ 類型	事業統合	施設の共同設置	施設管理の共同化	管理の一体化
① 水源・水系が共通	・福島県双葉地方水道企業団 ・群馬東部水道企業団 ※②の多くも①に含まれる。	(浄水場の共同設置(利用)) ・青森県十和田市、秋田県小坂町 ・山口県周南市、光市 ・熊本県荒尾市、福岡県大牟田市 (配水池の共同設置(利用)) ・青森県十和田市、秋田県小坂町 ・岐阜県、多治見市、可児市 ・福岡県久留米市、大木町 ・福岡地区水道企業団他	(配水池の共同管理) ・北海道石狩東部水道企業団他	
② 用水供給事業者と 末端給水事業者	・中空知広域水道企業団 ・岩手中部水道企業団 ・栃木県芳賀中部上水道企業団 ・千葉県 ・大阪広域水道企業団 ・兵庫県淡路広域水道企業団 ・奈良県 ・香川県 ・福岡県宗像地区事務組合 【福島県双葉地方水道企業団】	(水質管理センターの共同設置) ・神奈川県広域水道企業団他 ・大阪府広域水道企業団他 【岐阜県、多治見市、可児市】 【福岡地区水道企業団他】	(配水池の共同管理) 【北海道石狩東部水道企業団他】	
③ 連携中枢都市圏又は 定住自立圏の活用	・埼玉県秩父広域水道企業団			
その他	・福島県会津若松市、湯川村 ・新潟県柏崎市、刈羽村 ・北九州市、水巻町		(管理等の包括委託) ・北九州市、宗像地区事務組合 (維持管理の受け皿組織) ・広島県((株)水みらい広島)	(事務・水道料金徴収業務の共同委託) ・山形県長井市他 ・茨城県かすみがうら市、阿見町 (総務システムの共同利用) ・高知県須崎市他 (水質検査の共同実施・委託) ・福岡県南広域水道企業団他 ・宮崎県小林市他